

国土施策創発調査費の要求（要望）方法及び留意すべき事項について  
（平成 19 年度版）

平成 19 年 2 月  
国土交通省国土計画局

平成 19 年度国土施策創発調査費（以下「創発調査費」という。）の要求（要望）の際には、下記の応募方法に従うとともに、留意事項について念頭に置くこと。

なお、本件において要求とは各府省庁を、要望とは地方公共団体を対象として用いるものとする。

記

1. 要求（要望）にあたっての留意点

- ・ 国土施策創発調査費の取り扱いについては「国土施策創発調査費取扱要領」（以下、「要領」という。）及び「国土施策創発調査費取扱要領実施細則」（以下、「細則」という。）が定めるところに従う。
- ・ 調査等は、原則として複数の府省（部局・機関）、地方公共団体等の主体が連携して行うものとしているが、要求（要望）にあたって各調査参加主体の役割分担を明確にすること。なお、地方経済団体、NPO 等の民間団体が調査に参加することは差し支えない。
- ・ 各府省地方ブロック機関が調査を実施する場合についても、本府省の担当課を必ず決めておくこと。財務省等への説明を本府省の担当課が行うことになるので、本府省の担当課においては調査の趣旨等を十分に把握すること。
- ・ 広域地方計画課題調査に関する財務省等への説明は、国土交通省国土計画局大都市圏計画課又は地方計画課（以下「広域地方計画担当課」という。）が本府省の担当課と連携して行うこと。
- ・ 細則 6.（1）において調査金額の範囲を規定しているが、50 百万円を下回る調査であっても高い有効性が認められる調査等については採択の対象となる可能性があるため国土交通省に相談すること。
- ・ 海外事例の調査等は委託先の調査機関等が行うことが適当であり、職員の海外出張の必要性は低いと考えられることから、（目）外国旅費は認められないので注意すること。
- ・ 応募のあった調査課題について、国土交通省において書類審査（1次審査）を行い、ヒアリングの対象となる調査等を選定する。さらにヒアリングの結果、国土交通省としての採択対象を選定する（2次審査）。
- ・ 細則 7. に定めるとおり、国土交通省としての採択対象となった場合には、要求

府省より財務省への説明が必要となるので留意すること。

- ・ 調査金額は、最終的に財務省の査定により減額されうるものであることに留意すること。
- ・ なお、本経費は、国土交通省としての採択を決定したものについて財務省と協議を行い、執行についての示達があったあとに使用できるものであるので注意すること。

## 2. 応募の方法

- ・ 要求（要望）調書は、別添「国土施策創発調査費配分要求（要望）書等作成要領」に従って作成、提出すること。
- ・ 複数の府省（部局・機関）が連携して行う調査等については、幹事府省（部局・機関）を選定し、国土交通省への要求は、幹事府省（部局・機関）から行うものとする。なお、地方ブロック機関が中心となって実施する調査等にあっても、本府省経由で要求すること。
- ・ 各府省庁は、本府省庁の国土施策創発調査費担当部局において要求する調査等ととりまとめのうえ、国土交通省に要求（要望）調書を提出すること。一方、国土交通省からの連絡は個別調査の担当課室等に直接行うことがある。
- ・ 「地域施策創発調査」については下記に従って要求・要望を行うこと。ただし、調査課題の発案段階で国の各府省との連携が調わない場合は、国土交通省（地方整備局等または国土計画局）に相談すること。国土交通省が調整のうえ、要望方法等別途指示する。
  - ・ 調査課題を発案する地方公共団体は、調査課題、調査対象地域に応じ別添資料1の各府省の地方ブロック機関（地方ブロック機関の存在しない府省においては本府省）窓口のいずれかに要望を行うこと。ただし、調査課題の内容に照らし、提案すべき各府省の局・部・課等が明確である場合には、必ずしも別添資料1の窓口担当課を経由することを要しない。
  - ・ 上記の要望の前に、要望しようとする相手府省等に前もって早めに相談すること。
  - ・ 地域施策創発調査は、調査課題が地方公共団体から発案されたものであることを原則としているが、その他、地方経済団体、NPO等の民間団体による調査課題の発案がある場合には、地方公共団体が民間団体の提案を受け付け、地方公共団体の発案として提出することが可能である。民間団体の提案を受けた地方公共団体は、発案民間団体から提案の趣旨を十分聴取の上、要望の適否を判断し、必要に応じ要望を行うこと。
  - ・ 複数の地方公共団体が連携する場合には、幹事地方公共団体を選定し、幹事地方公共団体から要望を行うこと。
  - ・ 原則として1都道府県・市町村が複数の調査等を要望することは認めない。
  - ・ 要望を受けた府省は、地方公共団体の提案の趣旨を十分に踏まえ、調査実施

計画を立案し、国土交通省に対して要求を行うこと。なお、調査の要望を受けた府省において、調査の内容に鑑み他府省が要望を受けることが適当と考える場合には、要望地方公共団体に他府省の窓口を紹介すること。

- ・ 要望を受けた府省が調査実施計画を立案する場合には、当該調査に参加することが適当と思われる他府省に連携を呼びかけること。
- ・ 「広域地方計画課題調査」については下記に従って要求（要望）を行うこと。
  - ・ 幹事府省は国土交通省とし、担当課は広域地方計画担当課とする。
  - ・ 要求（要望）の前に、広域地方計画担当課へ前もって早めに相談すること。
  - ・ 原則として1つの広域地方計画区域において複数の調査を要求（要望）することは認めない。1つの広域地方計画区域において複数の調査の要求（要望）があった場合には、広域地方計画担当課が調整したうえで要求するものとする。

### 3. 要求（要望）書及びヒアリングにおける説明の要点

創発調査費の対象調査の選定基準は「国土施策創発調査費取扱要領実施細則」に定めるとおりであるので、要求（要望）にあたっての説明については、以下の事項について十分留意すること。

- ・ 調査名から調査の内容がイメージできるようにすること。
- ・ 本経費の性質に鑑み、当該年度に調査等の実施の必要性、有効性、緊急性（次年度に先送りすることが適当でないこと）が明確である必要があるため、これらについて十分な説明を行うこと。
- ・ 調査等の成果を事業や施策に今後どのように結びつけていくのかを説明すること。
- ・ 要求にあたって検討すべき課題を明確にした上で、調査内容、調査手法等を具体的に明示することが必要である。
- ・ 各調査参加主体の役割分担を明確にすること。
- ・ 「地域施策創発調査」については、対象となる地域を明確にし、調査対象地域における具体的な地域づくりの課題、検討すべき課題を明確にする必要がある。また、当該調査等をその地域で先駆的に行うことの意義及び実効性、地方公共団体等が行うことが困難であり国の経費により行う必要性（成果が調査対象地域にとどまらず、全国の他の地域にも応用可能と考えられる等）について説明すること。
- ・ 「特定課題調査」においては、政策評価の結果、社会経済情勢の変化、新たな国家戦略の立案等に応じて特に緊急に検討が必要な調査等（別添資料2参照）を対象とするので、年度途中で生じた緊急性及びその原因について特に十分な説明を行うこと。
- ・ 「広域地方計画課題調査」については、各ブロックの独自の戦略策定のための課題を明確にする必要がある。また、広域地方計画策定等における当該要求（要望）の意義及び位置づけを整理して説明すること。

### 4. 調査等の実施に関する留意点

創発調査費による調査等の実施に関する留意点は以下のとおりであるので、それらを念頭に置いた上で、調査等の要求（要望）を行うこと。

(1) 調査事項の公表

- ・ 調査事項が財務省の承認を受け決定した時点で、国土交通省は全ての国土施策創発調査の調査事項（調査名・調査実施主体・調査の概要）を公表する。
- ・ 調査等実施担当府省においても、創発調査費の配分を受けたときは、創発調査費により行おうとする調査等について公表すること。

(2) 調査手法の選定

- ・ 調査等の実施にあたっては、調査項目及び内容と、調査方法との整合性に留意し、相応しい調査手法を選定すること。

(3) 調査等の執行における調査機関等への委託

- ・ 調査機関等への委託について、1府省（部局・機関）において調査機関と地方公共団体とに分割して委託することは問題ないが、複数のコンサルタント等の調査機関に分割して委託することは、特に専門性の高い調査事項について別の調査機関に委託することが必要な場合などを除いては原則として避けるものとする。
- ・ 調査費の執行については「公共調達適正化について（平成18年8月25日、財計第2017号）」（以下、「財務大臣通達」という。）を踏まえ、配分された各府省の責任において適切に行うこと。
- ・ 調査等の委託を受けた地方公共団体は、「財務大臣通達 2. 再委託の適正化を図るための措置（2）再委託の承認」を受けて各府省にて定められた所要の手続きを踏んだ上で調査等を調査機関に再委託して実施すること。
- ・ 調査等の委託に際しては、委託機関等への「白紙委託」とならないよう、調査実施主体・調査参加主体が実施する部分と委託機関等が実施する部分等とを区分するとともに、委託機関等が実施する調査事項、調査内容等について、十分な指導とチェックを行い得る体制を確立すること。

(4) 調査参加主体の追加

- ・ 調査実施段階で、当初予定していなかった主体に調査等への参加を求めることにより、調査等の実効性が高まる場合には、調査参加主体を追加して差し支えない。ただし、調査参加主体を追加した場合、国土交通省に報告すること。

(5) 調査等への国土交通省国土計画局の参加

- ・ 調査等を実施するにあたり協議会等を設置する場合には、必要に応じ国土交通省国土計画局が参加することがある。

(6) 調査実施途中における報告の要求

- ・ 調査等実施府省等は、調査実施の途中過程において、適宜その進捗状況等について国土交通省に報告すること。また、国土交通省から報告を求めることがある。

## 5. 調査等の終了後に関する留意点

創発調査費による調査等の終了後に関する留意点は以下のとおりであるので、それらを念頭に置いた上で、調査等の要求（要望）を行うこと。

### （1）調査結果の報告

- ・調査等実施府省等は、当該調査等が完了したときは、速やかにその結果を国土交通省に報告するものとする。
- ・調査等の結果は、調査等実施府省等の責任においてとりまとめ、国土施策創発調査結果報告書等作成要領等に従って報告書等を作成するものとする。
- ・調査等の結果について国土交通省から別途報告を求めることがある（国土施策創発調査結果報告会の開催等）。

### （2）調査結果の公表

- ・調査等実施府省等は、調査結果の成果が広く、関係省庁、地方公共団体等に活用されるための措置を講ずるものとし、成果を広くインターネット、マスコミ等へ公表することを原則とする。
- ・このため、調査等実施府省等は調査結果の成果を広く公表することが可能となるよう調査結果の著作権等の所在の明確化等必要な措置を講ずるものとする。
- ・調査等の成果は国土交通省においても公表する。

### （3）調査結果の活用と事後評価等

- ・調査等実施府省等は、各々の責任において調査等の成果を踏まえた施策を行うように努めるものとする。
- ・調査等の成果は国土交通省においても活用する。
- ・調査等実施府省等は、細則 8. に則り、上記の施策の実施状況又は調査等の成果に関する事後評価等について国土交通省に報告すること。詳細は別途指示する。

## 6. （参考）今後のスケジュール等（見込み）

- |        |  |
|--------|--|
| 4 / 13 | 都道府県から各府省地方ブロック機関等への提出期限（地域施策創発調査、広域地方計画課題調査の区分） |
| 4 / 20 | 各府省庁から国土交通省国土計画局への提出期限                           |
| 5月上旬以降 | 国土計画局によるヒアリング                                    |
| 5月中旬   | 国土交通省としての採択の可否の決定                                |
| 5月下旬以降 | 財務省との協議（調査内容に関する財務省への説明）                         |
| 6月中旬以降 | 財務省からの示達<br>（最終的な採択及び配分金額の決定）<br>移し替え・契約手続等      |
| 8月～    | 調査実施   |

H 2 0 夏頃 国土交通省における活用状況についてのフォローアップ等  
H 2 2 上旬 事後評価の実施、国土交通省への報告等

(別添資料1)

地方公共団体の要望を受け付ける各府省の窓口について

■内閣官房 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	内閣官房	副長官補室	03-3581-2528 FAX:03-3581-5601 shogo.suemitsu@cas.go.jp

■内閣府 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名 地方ブロック機関名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
沖縄県以外	内閣府本府	大臣官房 企画調整課 総括係	03-3581-3513 FAX:03-3581-4839 tomoya.shimizu@cao.go.jp
沖縄県	沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課 課長補佐	098-866-0090 FAX:098-861-0537 ichi711@ogb.cao.go.jp

■警察庁 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	警察庁	大臣官房 総務課	03-3581-0141 (内線2149) FAX:03-3581-0559 thitomi05@npa.go.jp

■総務省 所管施策関係調査

【総務省所管施策にかかる調査のうち情報通信分野関係】

対象地域	地方ブロック機関名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
北海道	北海道総合通信局	総務部 総務課 企画広報室 企画係	011-709-2311(内線4685) FAX:011-709-2481 hokkaido-kikakukouhou@rbt.soumu.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北総合通信局	総務部 総務課 企画広報室 企画調整係	022-221-0608 FAX:022-221-0612 kouhou-toh@rbt.soumu.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	関東総合通信局	総務部 総務課 企画広報室 総合企画係	03-5220-3950 FAX:03-5220-5798 shien-honbu@rbt.soumu.go.jp (注)平成19年4月27日まで
			平成19年5月1日から(予定) 03-6238-1633 FAX:03-6238-1629 shien-honbu@rbt.soumu.go.jp
新潟県、長野県	信越総合通信局	情報通信部 情報通信振興室 第一振興担当	026-234-9974 FAX:026-234-9999 shinetsu-shinko@rbt.soumu.go.jp
富山県、石川県、福井県	北陸総合通信局	情報通信部 情報通信振興室 企画調整担当	076-233-4431 FAX:076-233-4499 shinkou@hokuriku-bt.go.jp
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海総合通信局	総務部 総務課 企画広報室 総括広報係	052-971-9187 FAX:052-951-9040 tokai-kikakukoho@rbt.soumu.go.jp
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿総合通信局	総務部 総務課 企画広報室 総括係	06-6942-8509 FAX:06-6942-1849 soukatsu-kinki@rbt.soumu.go.jp



鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国総合通信局	総務部 総務課	082-222-3401 FAX:082-221-0075 chugoku-soumu@rbt.soumu.go.jp
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国総合通信局	総務部 総務課 企画広報係	089-936-5017 FAX:089-936-5007 shikoku-kouhou@rbt.soumu.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州総合通信局	総務部 総務課 企画広報室 政策企画係	096-326-7305 FAX:096-356-3523 q-seisakukikaku@rbt.soumu.go.jp
沖縄県	沖縄総合通信事務所	総務課 総務担当	098-865-2301 FAX:098-865-2311 okinawa-soumu@rbt.soumu.go.jp

【総務省所管施策にかかる調査のうち上記以外の分野関係】

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	総務省	大臣官房 企画課 企画調査第4係	03-5253-5111(内線1417) 03-5253-5157(直通) FAX:03-5253-5160 a.yoshimura@soumu.go.jp

■法務省 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	法務省	大臣官房 秘書課 総務係	03-3580-4111(内線2083) FAX:03-5511-7200 ao040114@moj.go.jp

■外務省 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等

全国	外務省	大臣官房 国内広報課	03-5501-8129 FAX:03-5501-8128 kaoru.ishikawa-2@mofa.go.jp
----	-----	---------------	---

■文部科学省 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	文部科学省	生涯学習政策局 政策課地域政策室 (地域づくり支援室)	03-5253-4111(内線3277) FAX:03-6734-3711 chiiki@mext.go.jp

■厚生労働省 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	厚生労働省	労働政策担当 参事官室	03-3502-6726 FAX:03-3502-5395 matsuda-toshio@mhlw.go.jp

■農林水産省 所管施策関係調査

【農林水産省所管施策にかかる調査のうち農業分野関係】

対象地域	地方ブロック機関名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
北海道	(国土交通省) 北海道開発局	農業水産部 農業計画課 計画第1係	011-709-2311(内線5519) 011-700-6791(直通) FAX:011-709-2145 ueno-k22aa@hkd.mlit.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局	農村計画部 農村振興課 農村整備計画係	022-263-1111(内線4118) 022-261-6734(直通) FAX:022-715-8217 atsushi_mizuguchi@tohoku.maff.go.jp

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局	農村計画部 農村振興課 農村資源利活用係	048-600-0600（内線3410） 048-740-0478（直通） FAX：048-740-0082 takanobu_otosu@kanto.maff.go.jp
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局	農村計画部 農村振興課 課長補佐（技術）	076-263-2161（内線3432） 076-232-4531（直通） FAX:076-263-0256 masaharu_yamagata@hokuriku.maff.go.jp
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局	農村計画部 農村振興課 農村資源利活用係	052-201-7271（内線2519） 052-223-4630（直通） FAX：052-220-1681 yukio_toyama@tokai.maff.go.jp
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局	農村計画部 農村振興課 農村整備計画係	075-451-9161（内線2419） 075-414-9050（直通） FAX：075-451-3965 shinji_nishina@kinki.maff.go.jp
鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局	農村計画部 農村振興課 農村資源利活用係	086-224-4511（内線2522） 086-224-9416（直通） FAX:086-227-6659 kenji_arifuku@chushi.maff.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局	農村計画部 農村振興課 課長補佐（農村計画推進）	096-353-3561（内線4322） 096-353-7617（直通） FAX:096-359-7321 takeshi_minemura@kyushu.maff.go.jp
沖縄県	（内閣府） 沖縄総合事務局	農林水産部 土地改良課 地域資源係	098-866-0031（内線365） 098-866-0095（直通） FAX:098-864-2624 muneo_kimura@okinawa.maff.go.jp

【農林水産省所管施策にかかる調査のうち林業分野関係】

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	農林水産省	林野庁 森林整備部 計画課 企画班	03-3502-8111(内線6195) 03-3502-8700(直通) FAX:03-3593-9565 michiharu_kouno@nm.maff.go.jp

【農林水産省所管施策にかかる調査のうち水産分野関係】

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	農林水産省	水産庁 計画課	03-3502-8111(内線7258) 03-3501-3082(直通) FAX:03-3581-0326 yoshiki_itai@nm.maff.go.jp

■経済産業省 所管施策関係調査

対象地域	地方ブロック機関名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
北海道	北海道経済産業局	総務企画部 企画課 総括係	011-709-2311(内線2520~2) 011-709-1775(直通) FAX:011-709-1778
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北経済産業局	総務企画部 企画・情報システム室 企画係	022-263-1111(内線5541) 022-263-1154(直通) FAX:022-261-1783
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県	関東経済産業局	総務企画部 企画課 総括係	048-601-1200(内線3183) 048-600-0232(直通) FAX:048-601-1284
愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県	中部経済産業局	総務企画部 企画課 計画係	052-951-2683(内線230) 052-951-2694(直通) FAX:052-951-9797

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県	近畿経済産業局	地域経済部 地域振興課 地域支援第二係	06-6966-6000(内線2217) 06-6966-6012(直通) FAX:06-6966-6097
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国経済産業局	総務企画部 企画調査課 総括係	082-224-5633(直通) FAX:082-224-5641
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国経済産業局	総務企画部 企画課 総括係	087-831-3141(内線382) 087-831-3209(直通) FAX:087-837-2217
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州経済産業局	総務企画部 企画課 総括係	092-482-5414(直通) FAX:092-482-5388
沖縄県	(内閣府) 沖縄総合事務局	経済産業部 企画振興課 企画係	098-866-0031(内線401) 098-866-8239(直通) FAX:098-860-1375

■国土交通省 所管施策関係調査

【国土交通省所管施策にかかる調査のうち社会資本整備分野関係】

対象地域	地方ブロック機関名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
北海道	北海道開発局	開発監理部 開発計画課 計画総括係	011-709-2311(内線5468) 011-709-2351(直通) FAX:011-726-2352
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局	企画部 企画課 地方計画係	022-217-2171(内線3171) FAX:022-221-9890
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局	企画部 企画課 事業調整係	048-601-3151(内線3181、3182) 048-600-1329(直通) FAX:048-600-1372
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局	企画部 広域計画課 地方計画係	025-280-8880(内線3226) FAX:025-280-8835
岐阜県、愛知県、静岡県、三重県	中部地方整備局	企画部 広域計画課 計画調整係	052-953-8129(直通) FAX:052-953-8294

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局	企画部 企画課 事業調整係	06-6942-1141(内線3181) 06-6942-4090(直通) FAX:06-6942-7463
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局	企画部 広域計画課 地方計画係	082-221-9231(内線3226) 082-511-6120(直通) FAX:082-511-6359
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局	企画部 広域計画課 事業調整係	087-851-8061(内線3241) FAX:087-811-8408
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局	企画部 広域計画課 計画調整係	092-471-6331(内線3221) FAX:092-476-3466
沖縄県	(内閣府) 沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課 事業調整係	098-866-0031(内線3181) 098-866-0090(直通) FAX:098-861-0537

【国土交通省所管施策にかかる調査のうち交通・観光分野関係】

対象地域	地方ブロック機関名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
北海道	北海道運輸局	企画観光部 交通企画課 企画第一係・第二係	011-290-2721 FAX:011-290-2702 yamazaki-t52ak@hkt.mlit.go.jp、kusakabe-k22p@hkt.mlit.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北運輸局	企画観光部 交通企画課 企画第一係	022-791-7507(内線253) FAX:022-791-7538
新潟県、長野県、富山県、石川県	北陸信越運輸局	企画観光部 交通企画課	025-244-6118 FAX:025-244-6119
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	関東運輸局	企画観光部 交通企画課	045-211-7209 FAX:045-201-8807 ky-kikaku@ktt.mlit.go.jp
愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県	中部運輸局	企画観光部 交通企画課 企画第一係	052-952-8006 FAX:052-952-8085

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（海運除く）、奈良県、和歌山県	近畿運輸局	企画観光部 交通企画課 企画第一係	06-6949-6409 FAX:06-6949-6135
兵庫県（海運）	神戸運輸監理部	総務企画部 企画課 企画・情報係	078-321-3144 FAX:078-321-3474
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国運輸局	企画観光部 交通企画課	082-228-8701 FAX:082-228-9412
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国運輸局	企画観光部 交通企画課 同部 観光地域振興課	087-835-6356 FAX:087-835-6373 087-835-6357 FAX:087-835-6373
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州運輸局	企画観光部 交通企画課 企画第二係	092-472-2315 FAX:092-472-2334
沖縄県	（内閣府） 沖縄総合事務局	運輸部企画室 企画第一係 企画第二係	098-866-0064 FAX:098-860-2369

■環境省 所管施策関係調査

対象地域	地方ブロック機関名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
北海道	北海道地方環境事務所	環境対策課	011-251-8702 FAX:011-219-7072
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方環境事務所	環境対策課	022-722-2873 FAX:022-724-4311
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	関東地方環境事務所	環境対策課	048-600-0815 FAX:048-600-0517

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県	中部地方環境事務所	環境対策課	052-955-2134 FAX:052-951-8889
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方事務所	環境対策課	06-4792-0703 FAX:06-4790-2800
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国地方環境事務所	環境対策課	086-223-1581 FAX:082-224-2081
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州地方環境事務所	環境対策課	092-214-0332 FAX:096-214-0349

■防衛省 所管施策関係調査

対象地域	府省庁名	部局・課室・係等名	電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等
全国	防衛省	防衛政策局 防衛施設課	03-3268-3111（内線20871） 直通・FAX:03-5229-2132 ishizekiyos@mod.go.jp



(別添資料2)

特定課題調査に該当する調査についての補足説明

- 政策評価の結果に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、一般的には政策評価の結果は次年度予算等に反映するものであるが、例えば政策評価の結果が当初設定していた目標から極めて大きく乖離しており原因の究明が早急に必要、事業評価の結果大型事業等が中止になり他の施策への影響が甚大、などの場合において次年度を待たずして政策評価の結果を踏まえた対応策の検討を行う緊急性がある場合などが想定される。
- 社会経済情勢の変化に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、大規模な被害を伴う天災、環境汚染、疫病や犯罪の発生等の社会情勢の変動、又は、急激な不動産や資材価格の変動、金融機関の破綻、国際貿易情勢の急変等による経済情勢の変動等の理由により早急に地域活性化等の検討を行う緊急性がある場合などが想定される。
- 新たな国家戦略の立案に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、国土計画等以外で国土の利用、開発及び保全に関係がある計画等（最近の例：地域活性化政策体系・経済成長戦略大綱）が政府によって策定（閣議、閣僚会議、内閣に置かれる〇〇本部・会議等での決定を目安とする）され、それを受けた施策の推進が国土計画の観点からも有益であることが認められる場合などが想定される。
- 上記以外でも、創発調査費を配分するに十分な理由があれば、「特定課題調査」として採択する可能性はある。ただし、たとえ高い緊急性等が認められるものであっても、創発調査費の目的に鑑み、国土計画分野に関係の薄い調査等については対象とならないので注意すること。